

(答申第27号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「保護取扱簿」の訂正請求に対し、岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、これを非訂正とする旨の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報訂正請求

(1) 審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、平成25年9月9日付けで、次のとおり個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

(2) 本件訂正請求の内容

〇〇警察署において作成された保護取扱簿（平成16年3月31日受理に係る生安第40号の10。以下「本件保護取扱簿」という。）のうち「発見時及び保護の状況」欄中、「保護者の両親」とあるのを「保護者の父親、従兄弟」に訂正を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものとして、審査請求人から要約書（作成年月日 平成22年1月22日 医療法人〇〇 〇〇〇〇病院 管理者（院長）〇〇〇〇 発行。以下「本件要約書」という。）が提出されたが、本件要約書からは、本件保護取扱簿の内容が事実でないとは認められないとして平成25年10月4日付けで個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成25年12月2日付けで、岐阜県公安委員会に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

岐阜県公安委員会は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成25年12月13日付けで、本件審査請求に対する裁決について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、訂正部分の訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張する審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の両親も病院へ行ったことになっているが、審査請求人の母親は家で留守番をしていて、病院には行っていない。
- (2) 審査請求人としては、病院には警察官の車で警察官と一緒にいったと記憶しており、当時搬送された先の病院が作成した本件要約書に記載のとおり、搬送者は審査請求人の父親と従兄弟である。

第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

1 本件対象個人情報について

本件訂正請求の対象である個人情報は、本件訂正請求に先立って、審査請求人が条例第13条第1項の規定により行った個人情報開示請求に対して、実施機関が開示した本件保護取扱簿に記載された個人情報である。

2 保護取扱簿について

保護取扱簿は、警察官が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条等の規定に基づく保護取扱いを行ったときに、その状況を明らかにしておくために、保護取扱規程（昭和35年岐阜県警察訓令第7号）第22条に基づき、所要事項を記載して作成するものであり、本件保護取扱簿についても、実施機関が審査請求人に対する保護を行った際の取扱状況が記録されている。

3 事実について

本件訂正請求の対象となる部分は、審査請求人を病院へ搬送する際の搬送者が記録されている部分であることから、条例第20条第1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

4 訂正の要否について

本件訂正請求を受け、実施機関において、審査請求人に対する保護を行った際における関係者である保護時の取扱者、〇〇保健所及び搬送先の病院に事実確認を行ったところ、搬送者について記録した書類はなく、保護時のことを明確に記憶している者もいなかったことから、本件保護取扱簿の記載内容と異なる事実は明らかにならなかった。

5 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件訂正請求については、条例第20条の2に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、本件訂正請求につき非訂正の決定をしたものであり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象個人情報について

本件審査請求の対象となった個人情報は、審査請求人からの個人情報開示請求を受けて実施機関が特定し開示した、本件保護取扱簿に記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

2 本件訂正対象箇所について

本件訂正請求の趣旨は、本件対象個人情報のうち、保護取扱簿の「発見時及び保護の状況」欄中、病院への搬送者の記載（以下「本件訂正対象箇所」という。）について、その内容の変更を求めるものである。そして、審査請求人は、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものとして、審査請求人が保護された際に搬送された先の病院において、当時の診療記録等の主要な内容を簡単にまとめたものとして作成された本件要約書を提出した。

3 条例の定めについて

条例第20条第1項は、「第18条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報について事実と誤りがあると思料する者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

また、条例第20条の2は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らし、訂正の必要がないと認められるときは、訂正する義務はないと解される。

なお、条例第21条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。」と規定し、当該事実の誤りを証明する書類等を提出することが必要とされているが、当該証明書類等をもってしても訂正請求者が訂正を求めている内容が事実と合致すると認められない場合には、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断される。

4 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

審査会において、本件対象個人情報を確認したところ、「発見時及び保護の状況」欄には、警察官が審査請求人を発見・保護した際の状況が記載されていると認められ、病院へ搬送する際の搬送者の情報は、評価や判断に当たらず、条例第20条第1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(2) 訂正の要否について

審査請求人は、本件保護取扱簿の「発見時及び保護の状況」欄に、審査請求人を病院

へ搬送した者として記載された「両親」を「父、従兄弟」に変更すべきと主張する。

実施機関が本件要約書を発行した病院に確認したところ、本件要約書の作成のもととなる診療記録は、通常、診察室に入室した者や、医師が直接聴き取りをした者などが記載され、待合室や駐車場にいた者など、医師が直接対応していない者まで記載されることはないとのことであった。

そうすると、本件要約書の内容は、審査請求人の搬送先の病院において、医師が直接対応した者について記載したものであるのに対し、本件訂正対象箇所は、審査請求人宅から病院までの搬送者を記載したものであり、双方は必ずしも同一の者を対象として記載されるものではないことから、本件要約書に母親の記載がないことをもって、搬送者に母親がいないとする確定的な根拠を示しているとまで言うことはできない。

また、実施機関によれば、本件訂正請求を受け、実施機関において、保護時の取扱者、〇〇保健所及び搬送先の病院に当時の状況を確認したところ、本件保護取扱簿のほかに搬送者について記録した書類はなく、保護時の状況を記憶している者もないとのことであり、本件要約書以外には、搬送者の記録について何ら訂正すべき証拠の提示がない。こうした状況の下では、審査会としても、客観的に事実を確認することができないことから、本件訂正対象箇所について訂正を求める内容が事実と合致するとは言えず、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

5 本件非訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象個人情報の訂正請求について、非訂正とした決定は妥当である。

なお、結論は上記のとおりであるが、実施機関においては、審査請求人から本件要約書の提出とともに訂正請求があった点を踏まえ、本件保護取扱簿にその内容を注記するなどの適切な対応が望まれる。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成25年12月13日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年1月16日	実施機関から非訂正決定理由説明書及び口頭意見陳述申立書を受領した。
平成26年1月20日	請求人に非訂正決定理由説明書を送付した。
平成26年2月12日	請求人から口頭意見陳述申立書を受領した。
平成26年2月28日 (第52回審査会)	諮問事案の審議を行った。

平成26年3月26日	実施機関から口頭意見陳述申立書（変更）を受領した。
平成26年4月17日 （第53回審査会）	実施機関及び請求人から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成26年6月4日 （第54回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	H26.5.31まで
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	
	和田 恵	弁護士	H26.6.1以降

（五十音順）